

むつ市国民健康保険運営協議会の会議の公開に関する要綱

平成25年12月26日

むつ市告示第86号

(趣旨)

第1条 この要綱は、むつ市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の審議の透明性の確保を図り、もって開かれた市政の推進に資するため、協議会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を公開しない。

- (1) 会議の議事にむつ市情報公開条例（平成10年むつ市条例第1号）第7条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が含まれる場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、会議を公開することにより、当該会議の公正かつ適正な議事運営に著しい支障が生ずると協議会の会長（以下「会長」という。）が認める場合

(公開又は非公開の決定)

第3条 会議の公開（その一部の公開を含む。以下同じ。）又は非公開の別は、会議において決定する。

- 2 会議の全部又は一部を非公開とすることを決定したときは、会長は、その理由を明らかにするものとする。

(公開の方法)

第4条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 会議を公開する場合は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- 3 傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決定する。
- 4 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守し、静粛に傍聴しなければならない。
 - (1) ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗を掲げる等の示威的行為をしないこと。
 - (2) 会議の議事に対し、発言し、又は拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。

- (3) 写真撮影、録画、録音等をしないこと（会長が必要があると認める場合を除く。）。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) 携帯電話等を使用しないこと。
 - (6) 私語、雑談等をしないこと。
 - (7) みだりに傍聴席を離れないこと。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、会議の進行を妨げる行為をしないこと。
- 5 会長は、会議の会場の秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人に退席を命ずることができる。

（会議の開催の周知）

第5条 会議の開催の周知は、当該会議の開催の日の1週間前までに、次に掲げる事項を記載した開催案内の市のホームページへの掲載その他適切な方法により、行うものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴人の定員
- (6) 傍聴の手続
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要があると認める事項

（会議資料の配付）

第6条 会議の公開に当たっては、傍聴人に対し会議資料（不開示情報を含むものを除く。）を配布する。

（会議録の作成及び公表）

第7条 会長は、会議を開催したときは、会議の公開又は非公開の別にかかわらず、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、市のホームページへの掲載その他適切な方法により、公表するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 委員の人数

- (5) 出席した委員の人数
- (6) 議題
- (7) 会議の公開又は非公開の別
- (8) 会議の全部又は一部を非公開とした場合は、その理由
- (9) 傍聴人の数
- (10) 会議資料の名称
- (11) 会議の概要（発言の要旨を含む。）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要があると認める事項

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この要綱は、告示の日以後に開催される会議について適用する。